

旧鳴門ファミリーサポートセンター解体撤去工事

図面番号	図 面 名 称
A－01	特記仕様書（1）
A－02	特記仕様書（2）
A－03	特記仕様書（3）
A－04	付近見取図、配置図、外部仮設計画図、解体概要図
A－05	面積表、仕上表
A－06	平面図、屋根伏図、撤去家具リスト、撤去家電リスト
A－07	立面図、矩計図
A－08	建具配置図、建具表（1）
A－09	建具表（2）
A－10	基礎伏図、床伏図、小屋伏図
A－11	給排水図

I. 工事概要

1. 工事名称
2. 工事場所
3. 工事概要

4. 床面積
5. 工 期

旧鳴門ファミリーサポートセンター解体撤去工事

鳴門市撫養町斎田

A. 建物取り壊し B. 整地工事
構造規模：木造平屋建て
工事範囲図示による

施工面積： 187.11 m²
工事完成期間は工事契約書による。

II. 解体工事仕様書

1章 解体一般共通事項

項 目

特 記 事 項

1. 適用基準等

①図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。
②建物物解体工事共通仕様書(令和7年版)(以下「解体共通仕様書」という。)
③公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版(以下「改修仕」という。)
④公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版
⑤公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版
⑥公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版(以下「標仕」という。)
⑦公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版)

⑧また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。
・建築工事監理指針（令和7年度版）（以下「監理指針」という。）
・建築改修工事監理指針（令和7年度版）
・電気設備工事監理指針（令和7年度版）
・機械設備工事監理指針（令和7年度版）

⑨設計図書の優先順位は、次の順とする。
(1) 質問回答書 ((2)から(5)に対するもの)
(2) 補足説明書
(3) 特記仕様書
(4) 図面
(5) 解体共通仕様書等

⑩建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づき工事を行うこと。

2. 施工条件

施工条件は次による。
・撤去建物内及び敷地内の指示された全ての物品共撤去処分する。
・工程については、監督員と協議のうえ決定とすること。
・人員配置及び施工計画を精密に行い遅滞のないようにすること。
・請負者は、本工事の全部もしくは一部について、指名停止期間中の有資格者と下請契約を締結してはならない。
・本工事の設計図書に関する質疑は、質問回答書をもって確かめておくものと、また設計図書に記載なくとも外観上、構造上、設備上当然と監督員が認めた場合は、その指示に従い請負金額の範囲内で施工するものとする。
・工事区画範囲外の敷地、市道等に工事車両等を駐車しないこと。
・休日は作業を行わないこと。

◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降３０日以内に工事に着手しなければならない。
なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあってはその日）をいう。

◎本工事の着手前に、給排水、ガス管、地下埋設物の調査を行う。

◎コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧碎機を使用する。

◎安全対策関係
・近隣住人等に周知、案内のこと。
・道路瀬における工事については作業時間内外を問わず、通行者の安全に十分留意のこと。

◎施工体制台帳及び施工体系図
(1) 施工体制台帳の作成
受注者は、下請け契約（以下（3）及び（4）の場合を含む。）を締結し場合は、施工体制台帳及び再下請通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。
(2) 施工体系図の作成及び揭示
受注者は、下請け契約（以下（3）及び（4）の場合を含む。）を締結し場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
(3) 警備業者の記載
受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(4) 運搬業者の記載
受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。
(5) 施工体制台帳及び施工体系図の提出
受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りでない。
(6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の提示
受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

項 目

特 記 事 項

◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。
現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。
ただし、同規模に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。
なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。
ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。

◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終改正 平成14.4.1 国総発第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。

◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、１年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。

◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、ゲート付近 に 配置 すること
◎本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられている義務付けられていない）

◎警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること

◎配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。

◎受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

◎受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。

◎工事実績データの登録
(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。
受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１４日以内とする。
・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き１４日以内とする。
・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き１４日以内とする。
訂正時は、適宜とする。
なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。
(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が発注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。
なお、変更時としゅん工時の間が１４日に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。

◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。

◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。

◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。

◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。

◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、支障が存在する場合には「支障物件確認書」を監督員に提出し監督員の確認を受けてから工事着手すること。

◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう 受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

項 目

特 記 事 項

◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用出来ない場合は監督員と協議を行うこと。

◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

◎受注者は、過積載による違法通行の防止に関し、特に次の事項に留意し、下請業者を指導すること。
(1) 積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと。
(2) さし枠装備車、不表示車は使用しないこと。
(3) 過積載車両、さし枠装備車、不表示者から土砂等の引き渡しを受けないこと。
(4) 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請け業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと。

◎工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報するとともに、「事故報告書」（自由形式）を監督職員に提出すること。

◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水パルの止水状況を確認するとともに、早期に復旧できる体制をとること。

◎工事現場には、鳴門市指定の工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時に問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

◎受注者は、工事期間中安全監視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

◎請負業者賠償責任保険に付保すること。

◎提出書類

◎工事写真(写真帳 2部(着手前 ・ 工事中 ・ 竣工),電子データ1部)

◎使用材料一覧表

◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。
しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。

◎工事写真の撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によると

||
||
||

・ ・ ・	工事名	旧鳴門ファミリーサポートセンター解体撤去工事	SCALE	丹 羽 建 築 事 務 所 丹 羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A / 01	
	図面名	特記仕様書 (1)				

2章 解体仮設工事		3章 解体施工		4章 建設廃棄物の処理	
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項
1. 足場等	◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。 ◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。 ◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。 ◎外部足場(種類：くさび緊結式足場、シート仕様：防音シート) ○壁つなぎ間隔（水平方向：8m以下、鉛直方向：9m以下） ○足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ◎ゲート（ 有 ）、無仕様：キャスターゲートにて工事区画を行うこと。） ◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。 ◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。 ◎石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。 ◎その他	1. 一般事項 ◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。 ◎工事に際して道路占用許可が必要な場合は、道路管理者と協議を行い許可を得ること。 ◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。 ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと) 2. 工事の範囲 ◎構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び栗石底面まで行い撤去すること。 解体後、整地のこと。 ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。 ◎事前の施工調査等を改標仕1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。 ・監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-IIによること。 ◎解体前にシンリン®材照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。 4. 構内舗装等 ◎図示による ◎解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること、原則として、地中部も撤去とする。 ◎埋戻しは、（購入土・クラッシュラン 再生クラッシュラン 現場発生土 ）とする。 ◎ラッパ等は粒度φ-40とする。 ◎埋め戻し高さは、現況レベルで数均し ◎整地範囲は図示による。 7. 墜落防止対策 ◎2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。 ◎手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要に臨時に手摺り等を取り外すときは、墜落制止用器具を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に墜落制止用器具の着用を徹底させること。 8. 浄化槽（便槽） ◎汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置（ 行う ） ・ 行わない）	1. 一般事項 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。 (4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。 ◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。 ◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事竣工検査が終了するまで存置しておかななければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。 なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。 ◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 ◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。 ◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載が場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して法令に基づいて通知しなければならない。 ◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。 また、その受領書の写しを工事完成後5年間保管しなければならない。 ◎建設発生土の最終搬出先の記録・保存 発注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。 ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。 (1) 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの） (2) 他の建設現場で利用する場合 (3) ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード ◎処理に注意を要する建設廃棄物の処理（ 有 ）、無） 材 料 名（ 屋根薄型化粧スレート、外壁リシン吹付、天井化粧吸音板、軒天ボード ） 処理方法（ 5章アスベスト含有建材の除去等参照 ）		

・ ・ ・ ・	工 事 名	旧鳴門ファミリーサポートセンター解体撤去工事	SCALE	丹 羽 建 築 事 務 所 丹 羽 恒 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A 02	
	図 面 名	特記仕様書（2）				

5章 アスベスト含有建材の除去等																							
項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項	項 目	特 記 事 項																		
1. 一般事項	◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。 ◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2（6）により見やすい場所に掲示すること。 ◎既存のアスベスト含有建材の分析結果は（ ☐ 貸与する ☐ ない ） ◎アスベスト粉塵濃度測定を（ ☐ 行う ☐ 行わない ）。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を（ ☐ ）部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期（ ☐ ） ◎施工計画 （1）工事着手前に施工計画書（関係法令の作業計画内容を含む）を監督員に提出し、承諾を受けること。 （2）アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 ◎アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。																						
2. アスベスト含有成形板の除去	◎養生等 （1）建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場（種類： ☐ 、仕様 ☐ 枚布、D= cm、シート種類： ☐ ） 仮囲い高さ：H= m （2）建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場（種類： ☐ 、仕様 ☐ 枚布、D= cm） 養生種別（ ☐ ） ◎工法 （1）除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさがけて行うこと。 （2）除去は、破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。 なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。 ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離（負圧不要）を行う。 （3）建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 ◎除去箇所一覧表 <table><tr><th>階数</th><th>室 名</th><th>箇所</th><th>建 材 種 別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ◎除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 ◎施工記録等 （1）施工記録報告書を及び特定粉じん排出等作業完了報告書作成し、監督員に提出すること。 （2）作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																		
6章 設備関係の処理																							
項 目	特 記 事 項																						
1. 設備機器類	◎解体前に照明器具及びトランス内進相コンデンサーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎解体前にシーリングのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎空調機器の撤去、処分を行う場合は、フロン類冷媒について、フロン類使用の合理化および管理の適正化に関する法律に基づき回収及び破壊処理を行うこと。 ◎家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。																						

解体撤去リスト		備 考
①	建物本体 基礎共	
②	浄化槽（30人槽） 単独処理：分離接触ばっ気方式	インバート樹、污水配管
③	レンガ4段積	
④	フェンス	この部分のみ
	樹木伐採伐根、草処分	
	土間コン	厚100

※敷地内の植物は全て撤去とする。
※建物等撤去跡は周囲とも整地後、クラッシャーラン敷き均し整地・転圧とすること。
※建物内部及び敷地内の家具、家電、廃品類は全て撤去処分とする。
※既存のフェンス（特記以外）、門塙、門扉は現状のままとする。

----- くさび緊結式足場 防音シート 設置位置を示す。

⑤ H=3.6m

⑥ H=4.5m

⑦ H=5.4m

⑧ H=6.3m

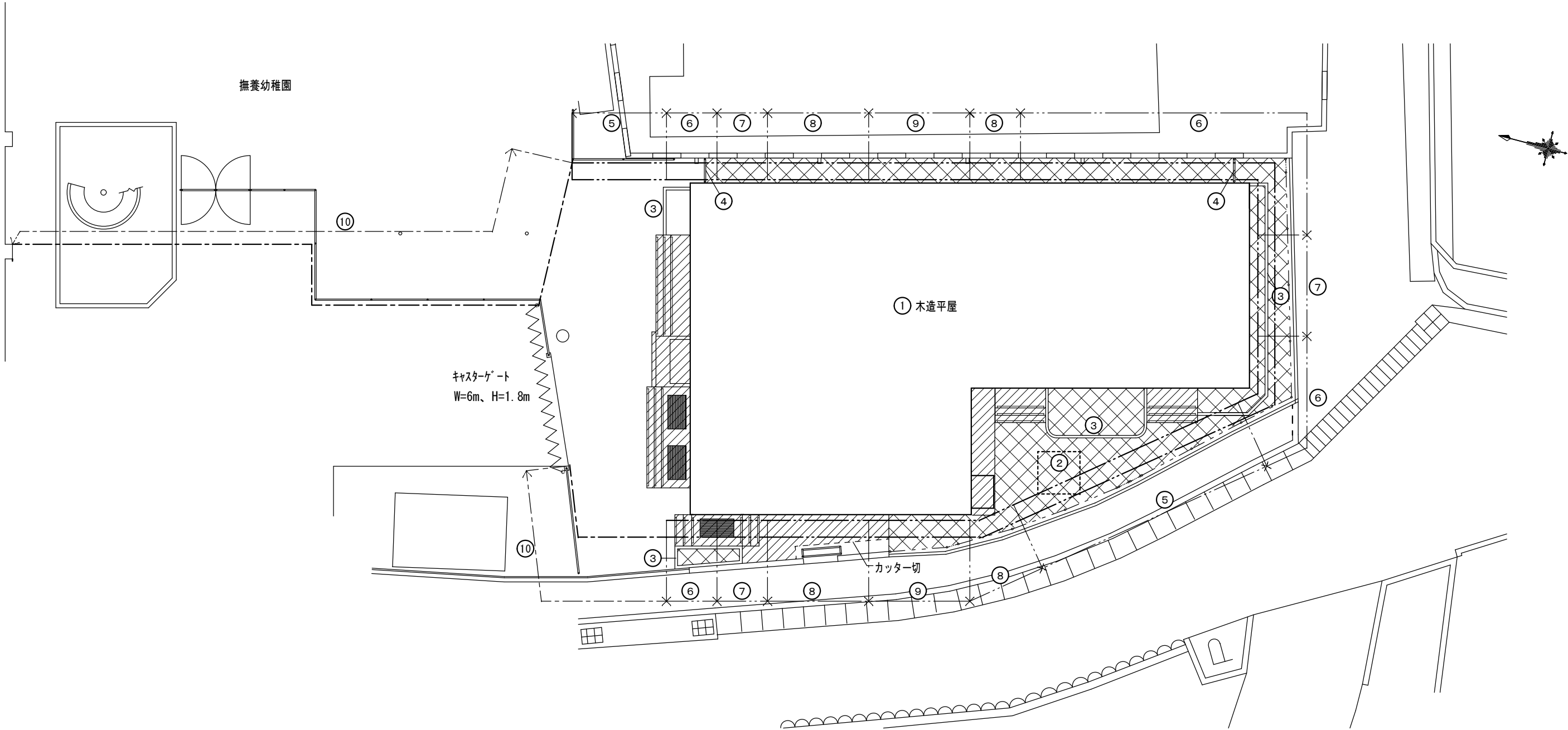
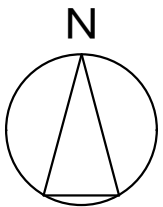
⑨ H=7.2m

----- ⑩ 仮囲い：成形鋼板 H=2.0 m

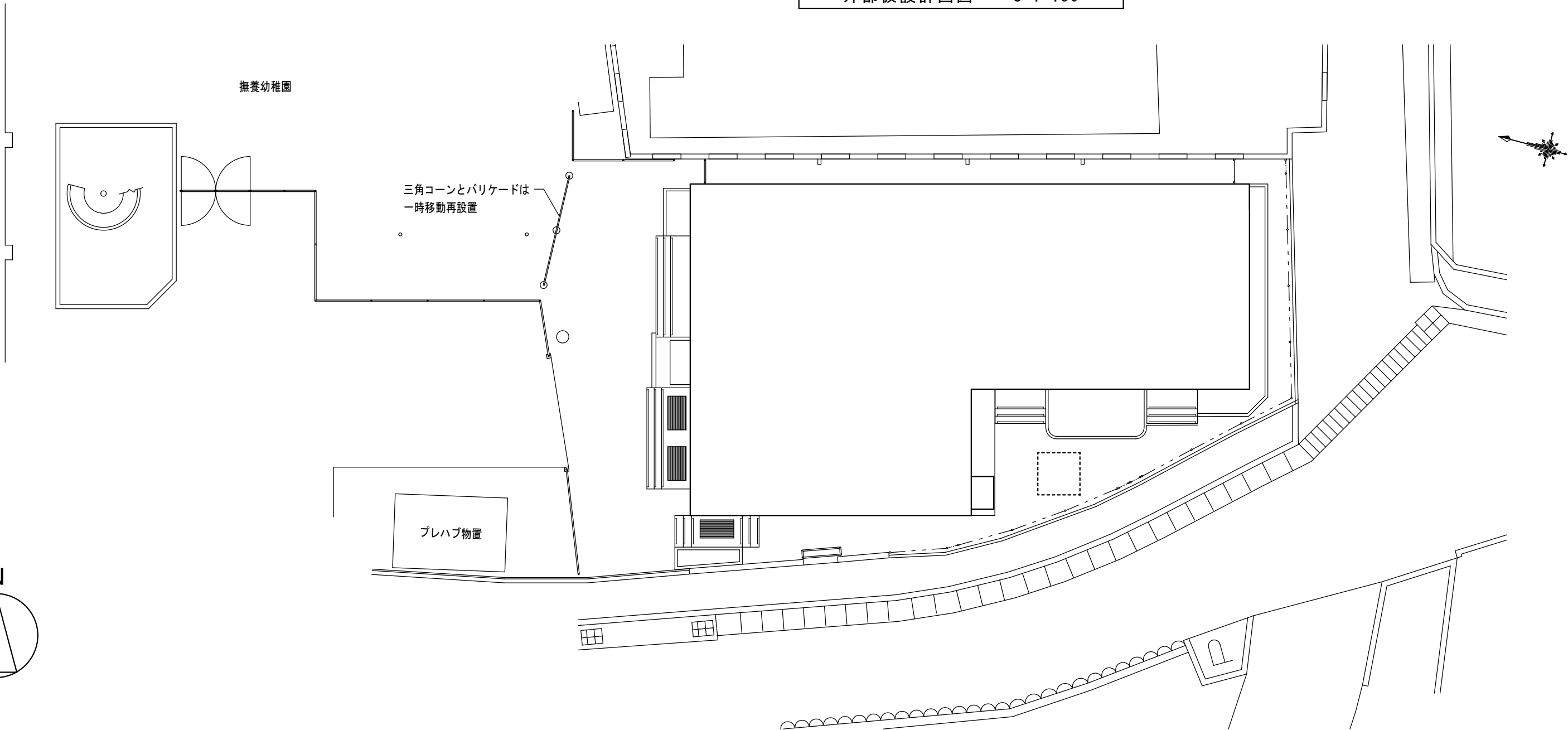
〰〰〰〰〰 キャスターゲート H=1.80m 設置位置を示す。

付近見取図

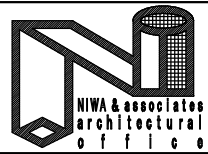
※ 出典：国土地理院ウェブサイト
「地理院地図データ」（国土地理院）をもとに丹羽建築事務所作成

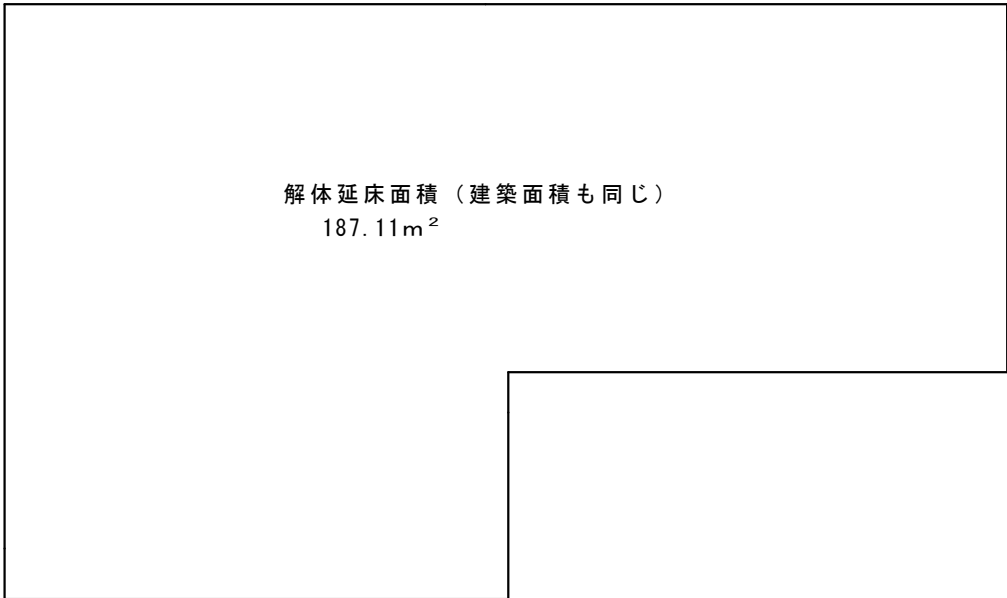


外部仮設計画図 S=1:150



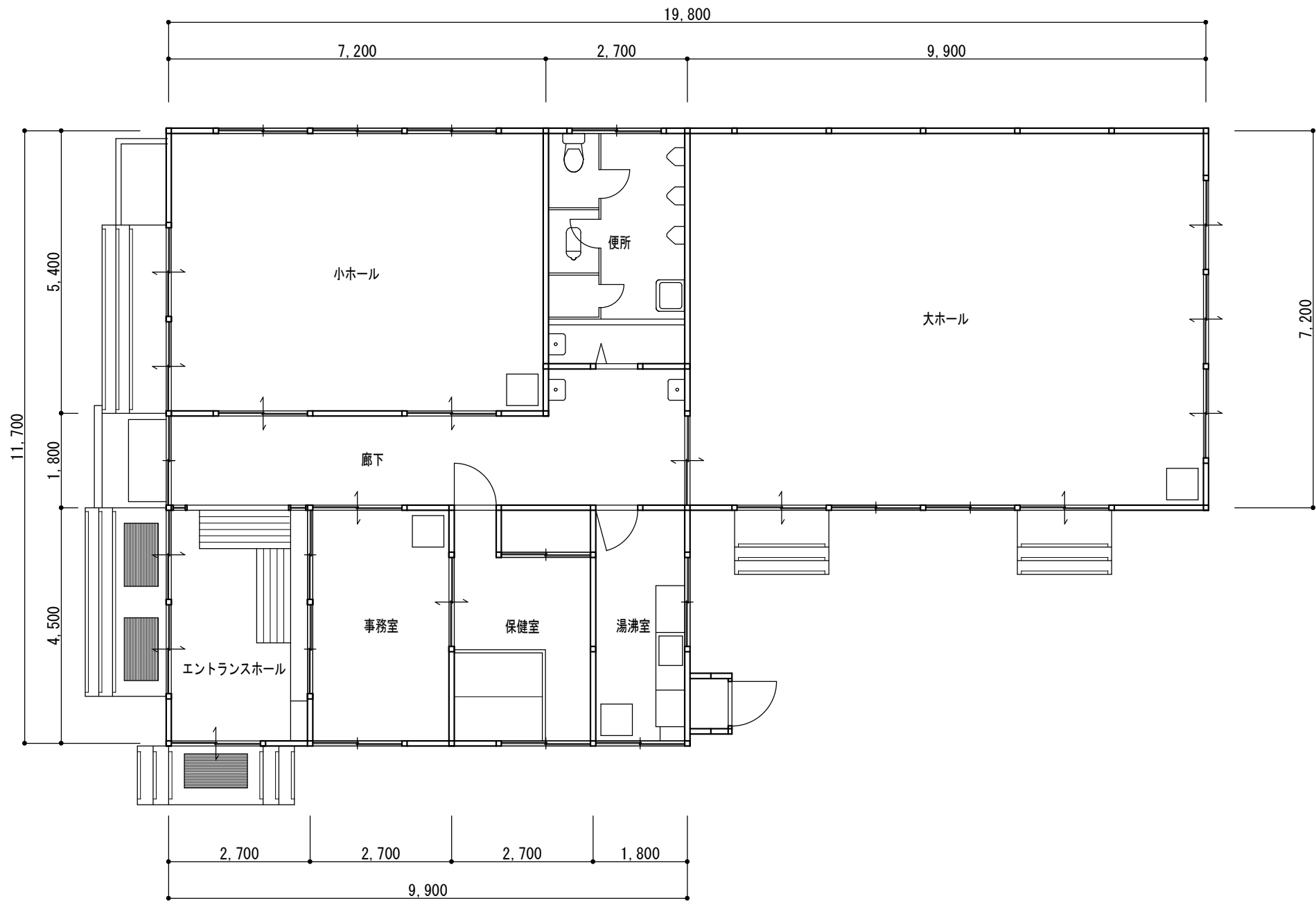
配置図 S=1:150

・ ・ ・ ・	工 事 名	旧鳴門ファミリーサポートセンター解体撤去工事	SCALE	S=1:150	丹 羽 建 築 事 務 所 丹 羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A / 04	
	図 面 名	付近見取図、配置図、外部仮設計画図、解体概要図					

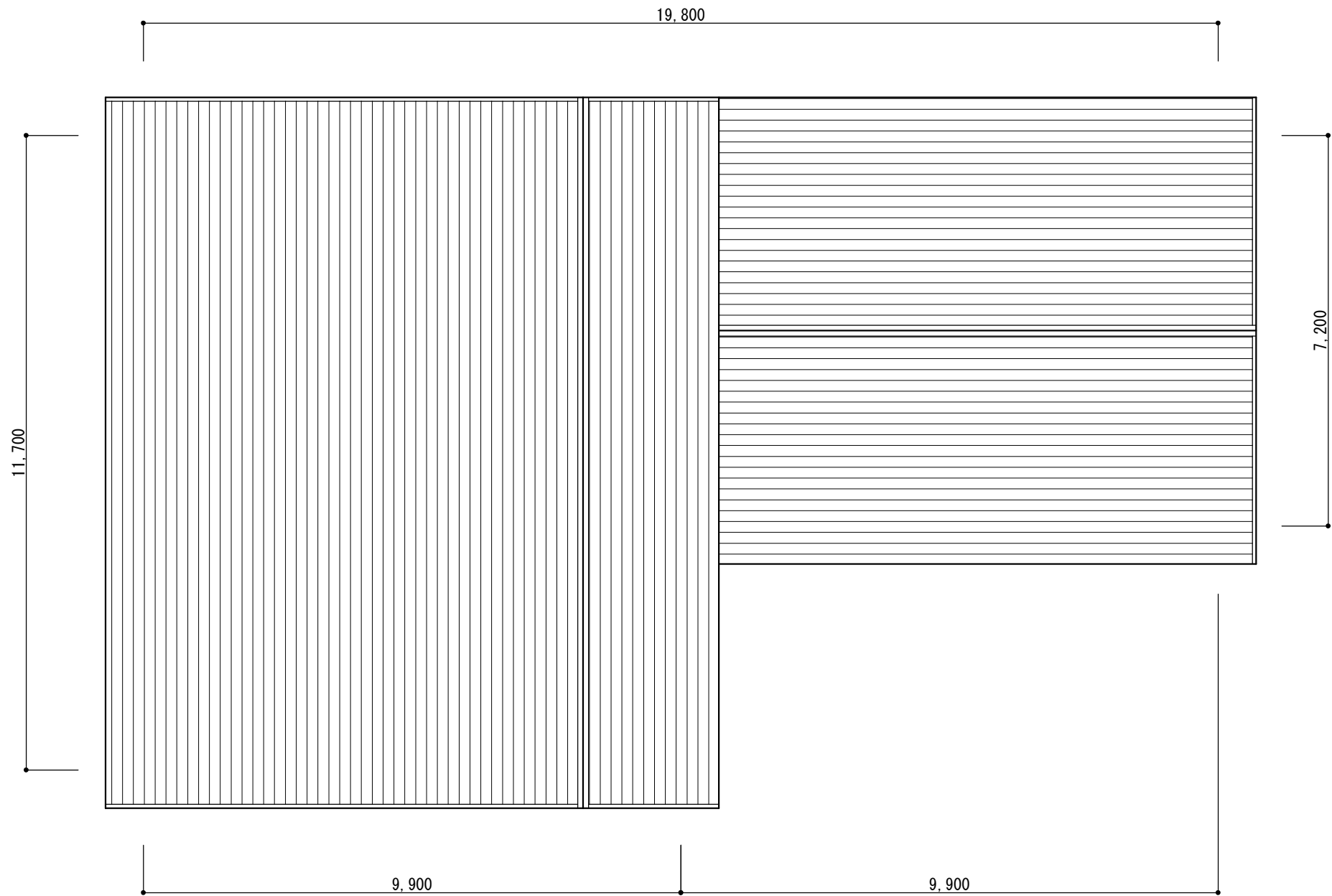


外 部 仕 上 表											
	屋根	薄型化粧スレート葺き	ポーチ床		土間コンクリート						
	軒天	ケイカル板 t-6									
	外壁	リブ付カラー鉄板 t-0.4									
内 部 仕 上 表											
	室 名	床	幅 木	H	腰	壁	天 井	下地	C・H	廻り縁	備 考
	エントランスホール	モザイクタイル	小口タイル	180	プリント合板 一部 75角タイル	プリント合板	化粧吸音ボード t-9	LGS	2600 2400	木製	下足入、傘立て
	廊下	ニードパンチカーペット 下地合板 t-12	木製	100	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス 一部 75角タイル	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス 一部 75角タイル	化粧吸音ボード t-9	LGS	2400	木製	
	小ホール	ニードパンチカーペット 下地合板 t-12	木製	100	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	化粧吸音ボード t-9	LGS	2700	木製	
	便 所	モザイクタイル 踏込：ニードパンチカーペット 下地合板 t-12	木製	100	75角タイル	75角タイル	化粧吸音ボード t-9	LGS	2350 2450	木製	
	大ホール	ニードパンチカーペット 下地合板 t-12	木製	100	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	化粧吸音ボード t-9	LGS	2700	木製	
	湯 沸 室	C F シート 下地合板 t-12	木製	100	75角タイル プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	化粧吸音ボード t-9	LGS	2400	木製	
	保 健 室	ニードパンチカーペット 下地合板 t-12 畳 t-55 下地合板 t-12	木製	100	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	プラスターボード t-12.5 ビニールクロス	化粧吸音ボード t-9	LGS	2400	木製	
	事 務 室	置敷カーペット 下地合板 t-12	木製	100	プリント合板	プリント合板	化粧吸音ボード t-9	LGS	2400	木製	

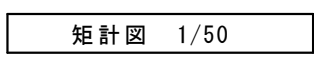
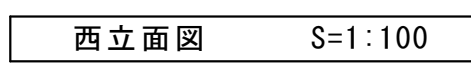
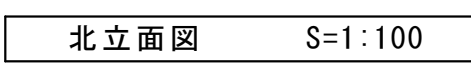
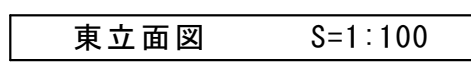
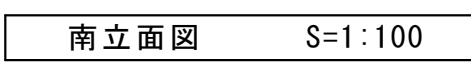
撤去家具リスト			撤去家電リスト			撤去家電リスト			その他		
室名		形状	室名		形状	室名		形状	外部		形状
事務室	木製演台	W1050*D700*H900	廊下	スピーカー	W300*D300*H100	便所	スピーカー	W300*D300*H100	南東側	鉄パイプ	φ 38*L4000 2本
湯沸室	流し台	W1800*D550*H800	保健室	扇風機	φ 450*H350		換気扇	W350*D350*H500	西側	樹脂製ホースリール	W350*D300*H400
	木製吊戸棚	W1200*D400*H550	湯沸室	スピーカー	W300*D300*H100	大ホール	スピーカー	W300*D300*H100 2台	北側	タイヤ	φ 750*D200 2本
大ホール	陶板テーブル	W1400*D720*H450		瞬間湯沸器	W300*D150*H500		エアコン(室外機共)	W1600*D750*H300 (W1060*D300*H1200)			
	ソファ	W800*D800*H800 4台		換気扇	W300*D300*H400		扇風機	φ 450*H350 3台			
			小ホール	スピーカー	W300*D300*H100 2台		換気扇	W350*H350*D500 2台			
				エアコン(室外機共)	W1250*D750*H200 (W900*D320*H900)						



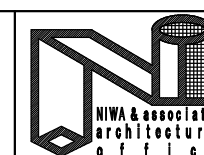
平面図 S=1:100

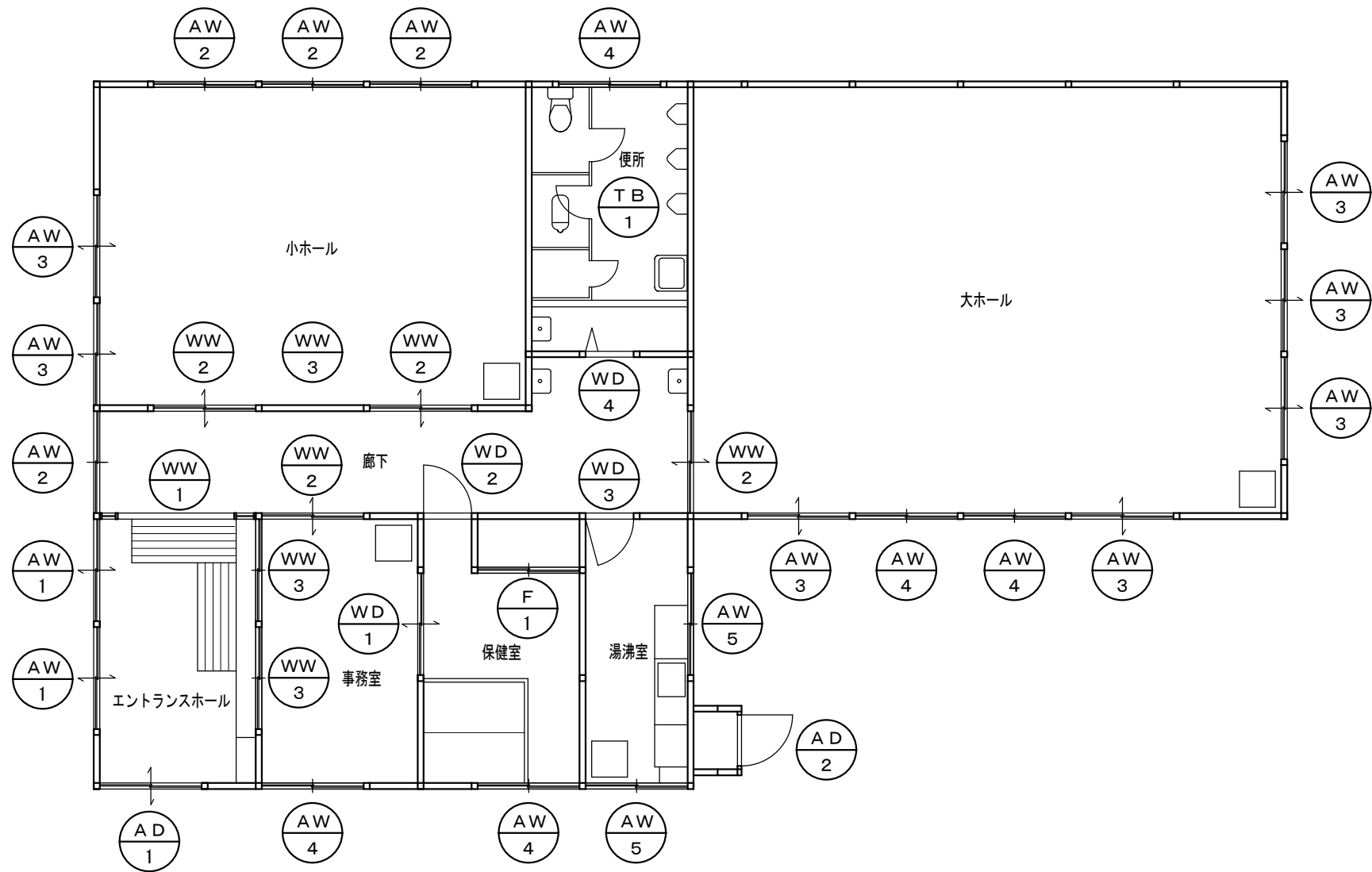


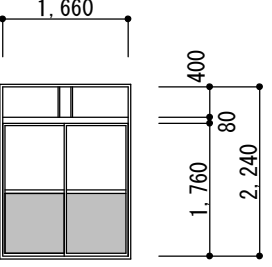
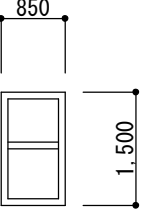
屋根伏図 S=1:100

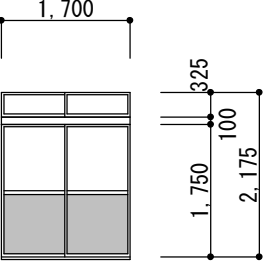
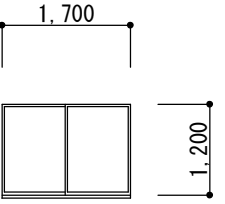
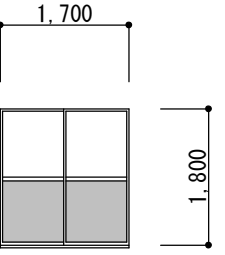
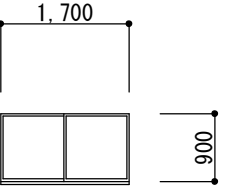
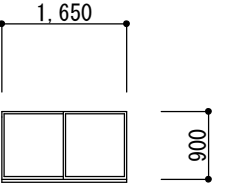


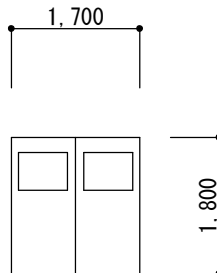
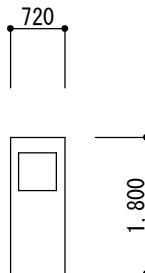
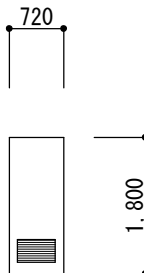
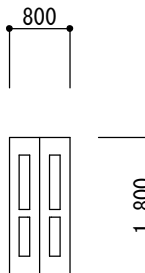
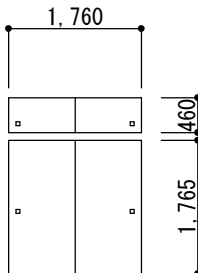
〃 〃 〃 〃	工 事 名	旧鳴門ファミリーサポートセンター解体撤去工事	SCALE S=1:100、S=1:50	丹 羽 建 築 事 務 所 〃 〃 〃 1級建築士登録119290号	鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A / 07	NIWA & Associates Architects o . f . f . i . c . e
	図 面 名	立面図、矩計図					

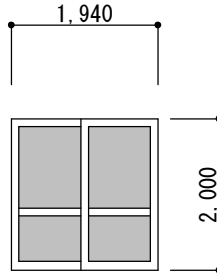
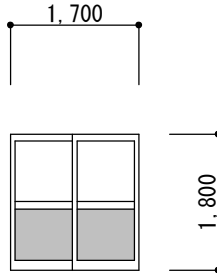
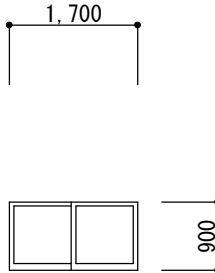
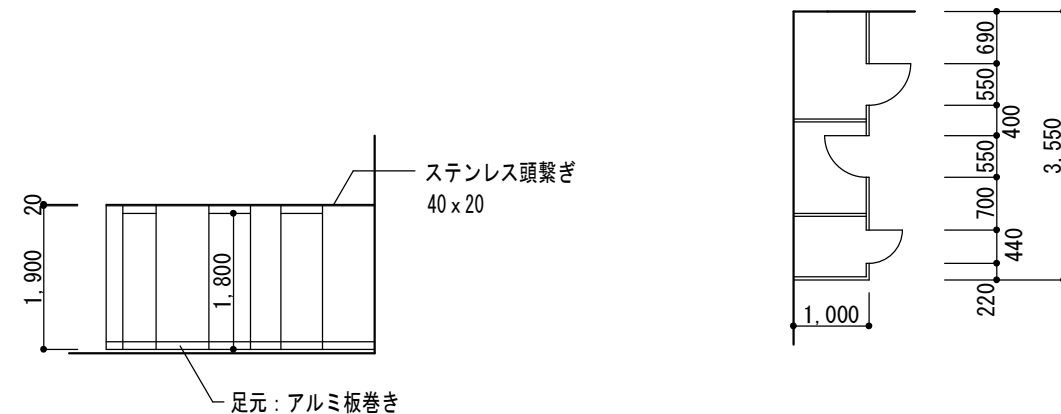


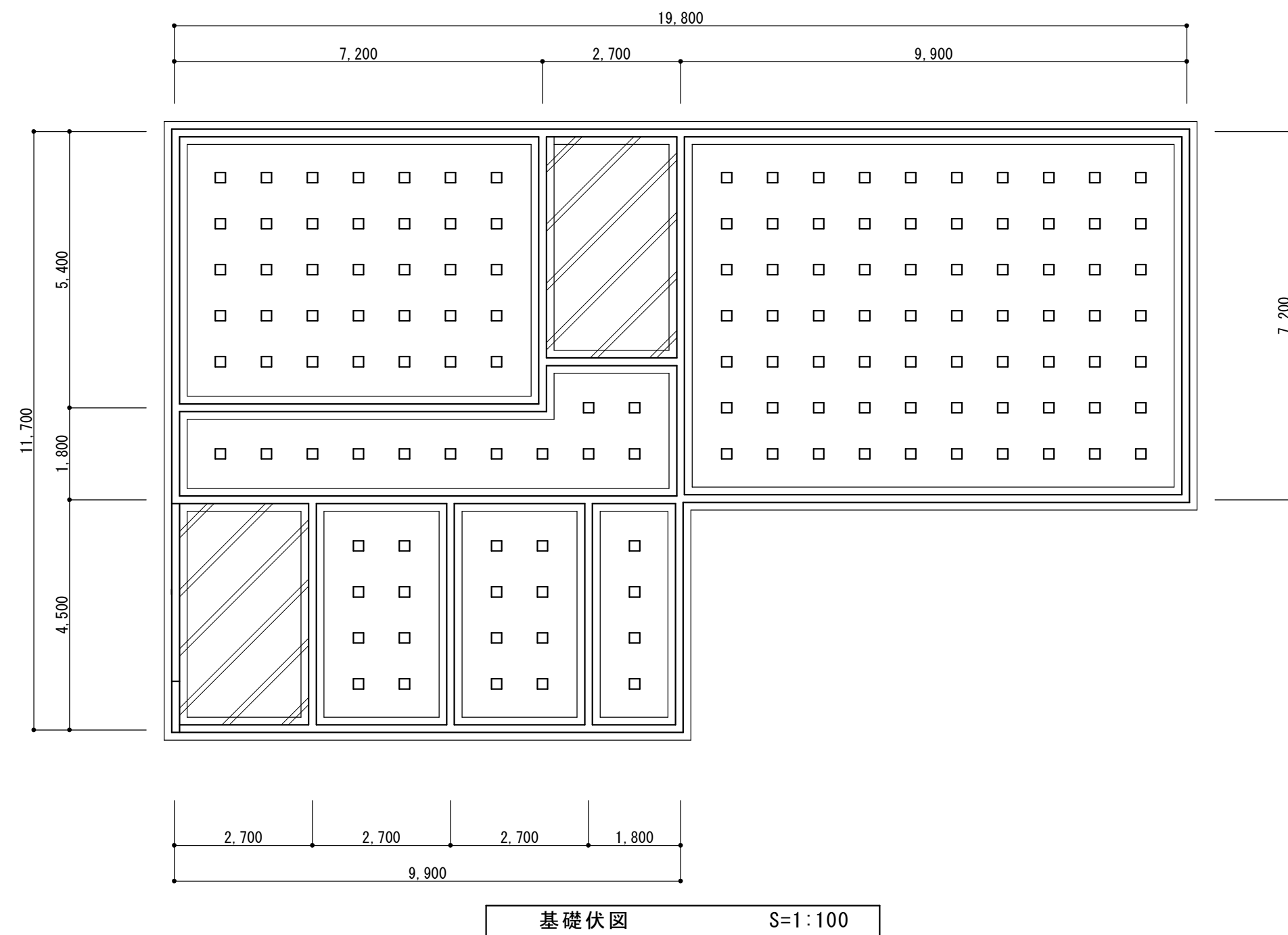
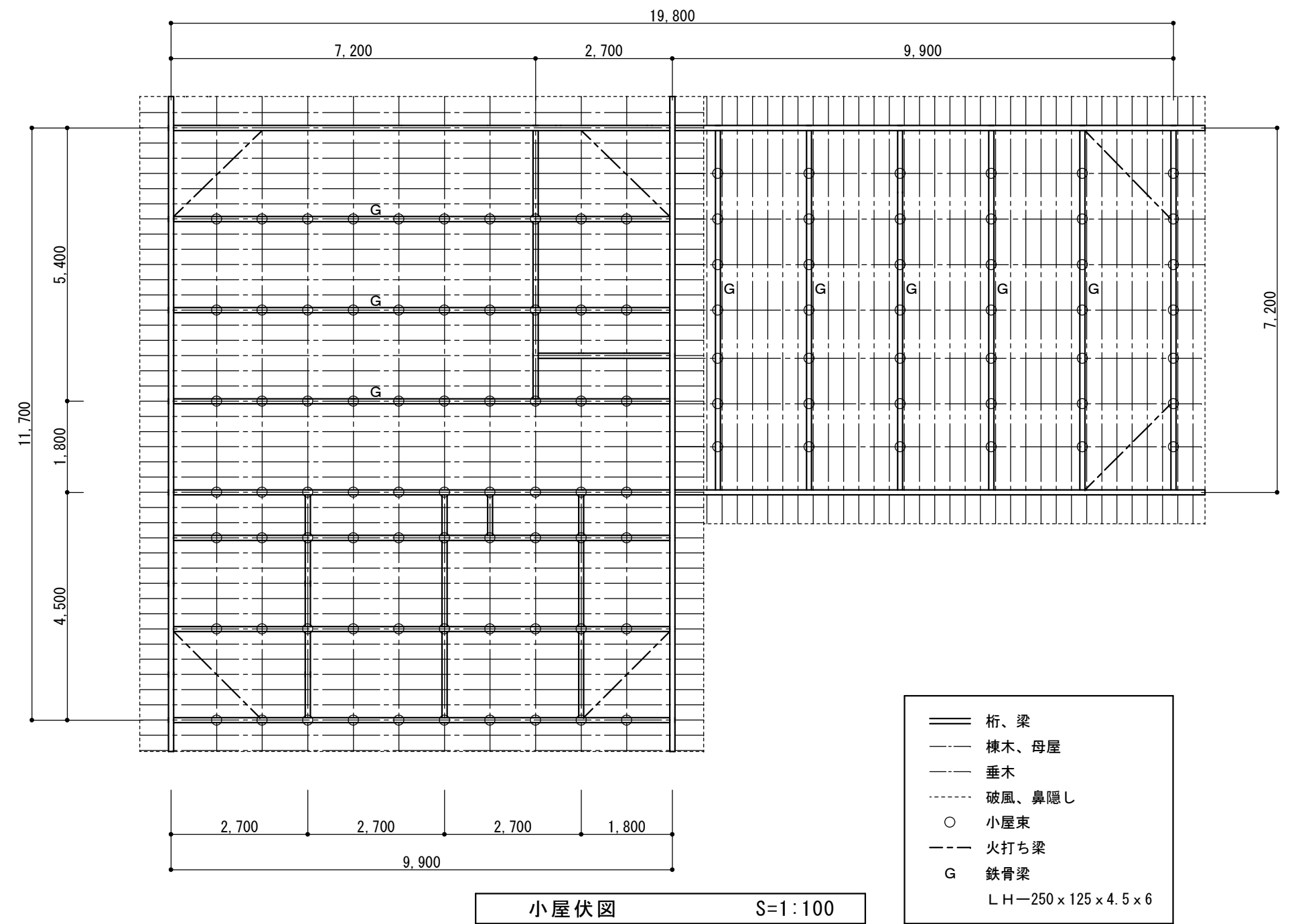
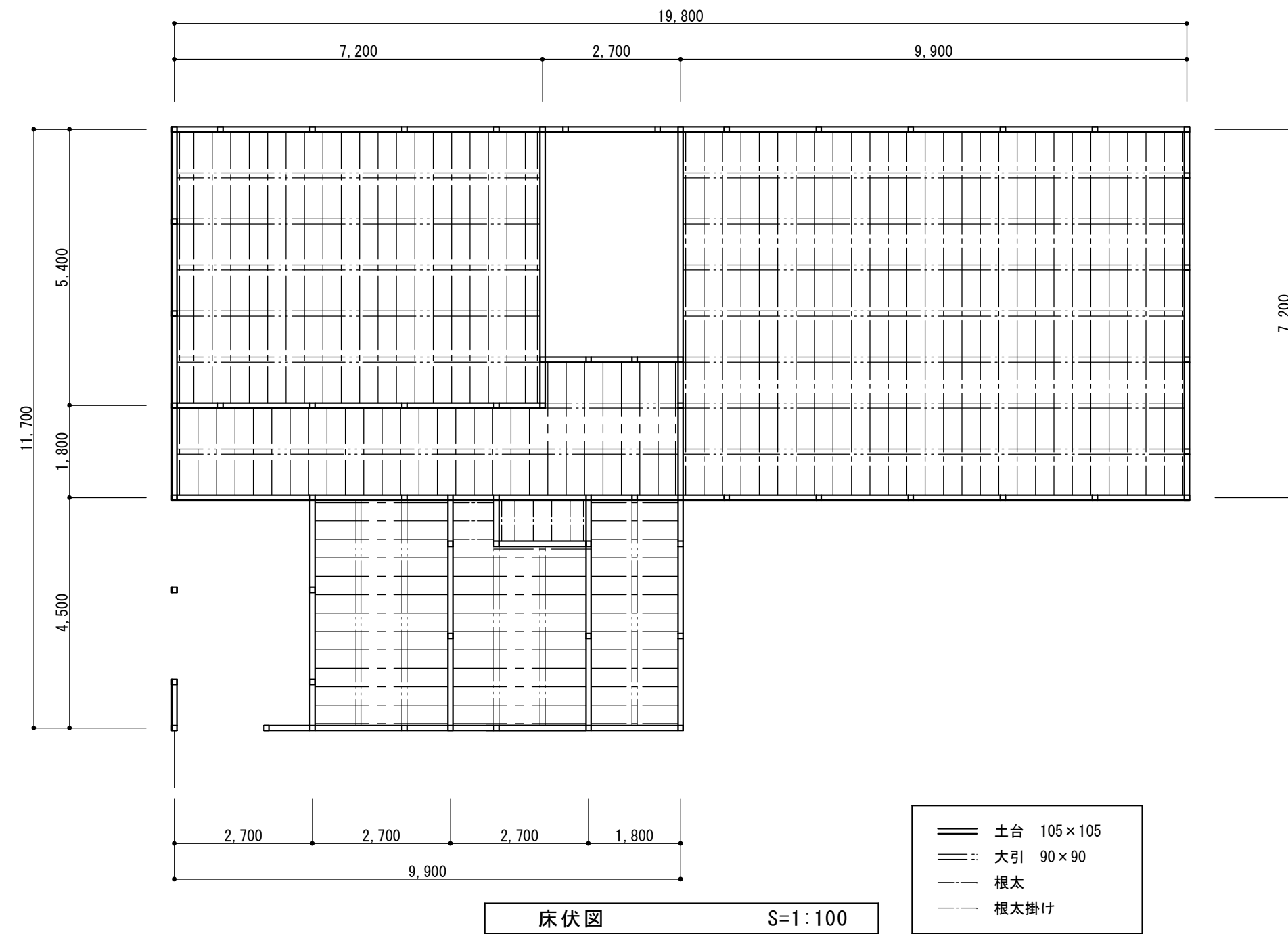


建具表 S = 1 : 100		
符号数量	AD 1 1カ所	AD 2 1カ所
型 式	引き違い出入口横間付 見込：7 0	片開きドア- 見込：4 0
形 状		
材 質	アルミ	アルミ
仕 上		
硝 子	腰：樹脂板 t = 3mm 上部：ガラス t = 3mm	アルミパネル
金 物		
備 考		

建具表 S = 1 : 100					
符号数量	AW 1 2カ所	AW 2 4カ所	AW 3 7カ所	AW 4 5カ所	AW 5 2カ所
型 式	引き違い窓 見込：7 0	引き違い窓 見込：7 0	引き違い窓 見込：7 0	引き違い窓 見込：7 0	引き違い窓 見込：7 0
形 状					
材 質	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
仕 上					
硝 子	腰：樹脂板 t = 3mm 上部：ガラス t = 3mm	ガラス t = 3mm	腰：樹脂板 t = 3mm 上部：ガラス t = 3mm	ガラス t = 3mm	ガラス t = 3mm
金 物					
備 考	網戸	網戸	網戸	網戸	網戸

建具表 S=1：100											
符号数量		WD 11カ所		WD 21カ所		WD 34カ所		WD 41カ所		F 11カ所	
型 式		引き違い戸見込：30		片開きドア見込：30		片開きドア見込：30		片開き折れ戸見込：30		引き違い戸横見込：30	
形 状											
材 質		ベニヤフラッシュ		ベニヤフラッシュ		ベニヤフラッシュ		ベニヤフラッシュ		ベニヤフラッシュ	
仕 上											
硝 子		ガラス t=3mm		ガラス t=3mm				ガラス t=3mm			
金 物		ステンレス加工敷居		ステンレス加工敷居		ステンレス加工敷居		ステンレス加工敷居			
備 考											

符号数量		WW 11カ所		WW 24カ所		WW 33カ所		TB 11カ所	
型 式		引き違い窓見込：30		引き違い窓見込：30		引き違い窓見込：30		トイレブース見込：30	
形 状									
材 質		木製		木製		木製		ベニヤフラッシュ	
仕 上									
硝 子		樹脂板 t=3mm		腰：樹脂板 t=3mm 上部：ガラス t=3mm		ガラス t=3mm			
金 物				ステンレス加工敷居					
備 考		保健室に保管されている							





・ ・ ・	工事名	旧鳴門ファミリーサポートセンター解体撤去工事	SCALE S=1:100	丹 羽 建 築 事 務 所 丹 羽 悟 1級建築士登録119290号 鳴門市撫養町南浜字東浜11-18 TEL (088) 685-0528 FAX 685-0521	NO. A / 11	
	図面名	給排水図				